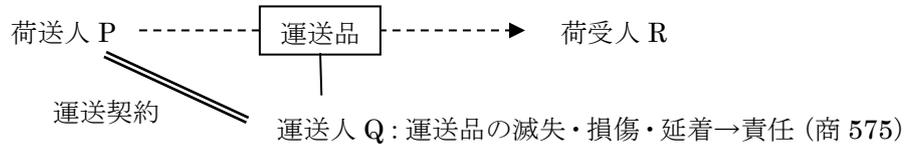


12. 運送人の責任

12-1. 責任の発生

(1) 責任発生原因 (商 575)



商 575

- ・「運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したとき」→損害賠償責任
- ・「運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したとき」→このかぎりでない

*滅失の意味

民 415 I との関係

損害賠償請求の主体＝荷送人＋荷受人 (商 581 I)

(2) 賠償額 (商 576)

債務不履行に基づく損害賠償責任

① 損害賠償責任があるかどうか (民 415)

→②あるとして、どれだけの額について賠償責任があるか

- ・どの範囲の損害について責任がある？ (民 416)
- ・損害の額を金銭に換算すればいくら？ (民 417)

商 576＝賠償額の定型化

賠償額	＝	<p>商 576 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しがされるべき地および時における運送品の市場価格（取引所の相場がある物品については、その相場） ・市場価格がないときは、その地および時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格 	－	<p>商 576 II</p> <p>滅失または損傷のために支払うことを要しなくなった運送賃その他の費用</p>
-----	---	--	---	--

運送人の故意・重過失による運送品の滅失・損傷（商 576 III）

趣旨：運送人の保護、紛争の防止

* 延着だけがあった場合

事例 12-a 運送人の賠償額の定型化

P は、運送業者 Q に荷物の運送を依頼した。Q は、誤ってその荷物を荷受人 R ではなく S に配送した。S がその荷物の返還を拒んだため、P は Q の責任を追及した。その後、その荷物の真の所有者は S であり、P・R はそもそもその荷物を処分することはできず、P・R に損害が生じているとはいえないということが判明した。

最判昭 53・4・20 民集 32-3-670

「580 条 1 項 [現在の 576 条 1 項] が運送品の価格による損害賠償責任を定めている趣旨は、……運送人の損害賠償責任を一定限度にとどめて大量の物品の運送にあたる運送人を保護し、あわせて賠償すべき損害の範囲を画一化してこれに関する紛争を防止するところにあるものと解される。したがって、実際に生じた損害が右条項所定の運送品の価格を下回る場合にも、原則として運送人は右価格相当の損害賠償責任を負う……。しかしながら、前記のような立法趣旨からして、右 580 条 1 項は、運送品が全部滅失したにもかかわらず荷受人又は荷受人に全く損害が生じない場合についてまで運送人に損害賠償責任を負わせるものではなく、このような場合には、運送人はなんら損害賠償責任を負わないものと解するのが相当である。」

(3)高価品の特則 (商 577)

趣旨：高価品（貨幣、有価証券等）＝盗難等の危険、損害額→特別の注意、割増運送賃

商 577 I が適用されない場合（商 577 II）→商 575・576、一般原則

高価品の意義（最判昭 45・4・21 判時 593-87。外国製の巨大な研磨機）

通知がされた場合の賠償額

- ・ 通知価額＜運送品の価額
- ・ 通知価額＞運送品の価額

(4)免責約款

免責事由、責任限度額 etc.

12-2.責任の消滅

(1)運送品の受取による責任の消滅（商 584）

商 584 I 本「運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任」 ⇔全部滅失
+ 荷受人が異議をとどめないで運送品を受取り

ただちに発見できない損傷・一部滅失（商 584 I 但）

趣旨：運送営業の性質（大量の運送品を反復して取扱い）からすると…

運送人が損傷・一部滅失を知っていたとき（商 584 II）

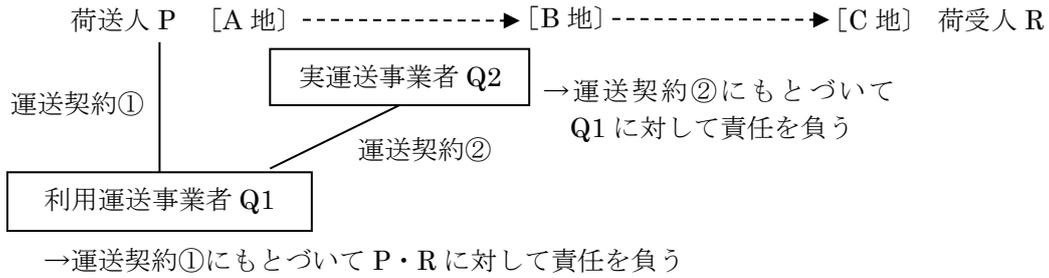
* 宅配便の場合

(2)除斥期間（商 585）

運送品の滅失等（滅失・損傷・延着。商 578 I）についての運送人の責任

→運送品の引渡しが行われた日（全部滅失の場合は引渡しが行われるべき日）から 1 年以内に
裁判上の請求がされないときは、消滅（除斥期間）

(3) 運送人がさらに第三者に対して運送を委託した場合

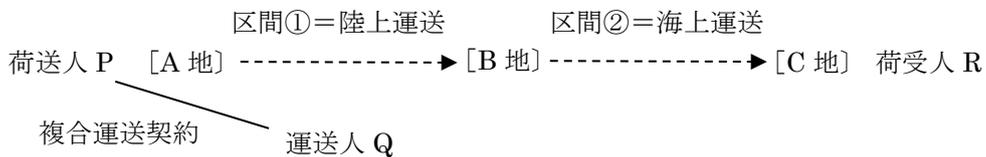


Q2 の過失によって運送品が損傷・一部滅失した場合のルール

ただちに発見できない損傷・一部滅失	
<p>【運送契約①】</p> <p>R が引渡しの日から 2 週間以内に Q1 に通知すれば Q1 の責任消滅せず (商 584 I 但)</p>	<p>【運送契約②】</p> <p>Q1 が左の通知を受けた日から 2 週間を経過する日までに Q2 に通知すれば Q2 の責任消滅せず (商 584 III)</p>
除斥期間	
<p>【運送契約①】</p> <p>R が引き渡しの日から 1 年以内に裁判上の請求をすれば Q1 の責任消滅せず (商 585 I)</p>	<p>【運送契約②】</p> <p>Q1 が左の請求をされた日から 3 か月を経過する日までに Q2 に裁判上の請求をすれば Q2 の責任消滅せず (商 585 III)</p>

12-3. 運送人の責任に関連する問題

(1) 複合運送人の責任 (商 578)



複合運送の場合の運送品の滅失等についての損害賠償責任 (商 578 I)

→ 滅失等の原因が生じた区間の運送に適用される規定

(3) 運送人の不法行為責任と免責約款

事例 12-c 運送人の不法行為責任と免責約款

楽器修理業者 P（荷送人）は、修理を終えた楽器を R（荷受人）に届けるため、その運送を宅配便運送業者 Q（運送人）に依頼した。Q は、約款において「荷物の滅失による損害については、荷物の価格を送り状に記載された責任限度額の範囲内で賠償します」と定めており、送り状には、「責任限度額は 30 万円です」との文言が印刷されていた。前記の楽器は、運送途中で Q の過失によって紛失した。楽器を受け取れなかった R は、Q に対して、不法行為にもとづく損害賠償請求をした。R は、楽器の価格は 100 万円であるから、賠償額は 100 万円であると主張した。

最判平 10・4・30 判時 1646-162

「宅配便は、低額な運賃によって大量の小口の荷物を迅速に配送することを目的とした貨物運送である。……宅配便が有する右の特質からすると、……貨物運送業者が一定額以上の高価な荷物を引き受けないこととし、仮に引き受けた荷物が運送途中において滅失又は毀損したとしても、故意又は重過失がない限り、その賠償額をあらかじめ定めた責任限度額に限定することは、運賃を可能な限り低い額にとどめて宅配便を運営していく上で合理的なものであると解される。」

「右の趣旨からすれば、責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用されるものと解するのが当事者の合理的な意思に合致するというべきである。けだし、そのように解しないと、損害賠償の額を責任限度額の範囲内に限った趣旨が没却されることになるからであり、また、そのように解しても、運送人の故意又は重大な過失によって荷物が滅失又は毀損した場合には運送人はそれによって生じた一切の損害を賠償しなければならないのであって（本件約款……）、荷送人に不当な不利益をもたらすことにはならないからである。」